

第25期 第11回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月13日（月）13時30分から15時10分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（17名）

1 番	村田	省三	委員
2 番	音島	義孝	委員
3 番	大伴	四郎左衛門	委員
4 番	安井	善次	委員
5 番	井上	一夫	委員
6 番	小谷	英利	委員
8 番	音野	茂	委員
9 番	上田	雄亮	委員
10 番	正田	富美子	委員
11 番	万木	巳壽	委員
12 番	本郷	忠史	委員
13 番	上野	壽久	委員
14 番	西村	浩	委員
15 番	森	繁孝	委員
16 番	石津	正嗣	委員
17 番	上坂	雅彦	委員
18 番	濱田	博之	委員

4. 欠席委員（1名）

7 番	森元	直紀	委員
-----	----	----	----

5. 説明員（2名）

農林水産課

6. 傍聴人（0名）

7. 議事日程

議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 農用地利用集積計画について

報告第57号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第58号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第59号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

報告第60号 農地の転用事実等に関する照会について

報告第61号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 第25期第11回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、議席番号の連番制となっております。本日は、議席番号11番万木巳壽委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は北部選出の副会長であります村田省三委員をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。
本日は森元直紀委員が所用のため、欠席されております。在任委員の18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございました。
それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。
安井会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言をいただきますよう、お願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

5 番 井上 一夫 委員

6 番 小谷 英利 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見を賜りたいと思います。

それでは、No. 1、No. 2の南小松及びNo. 3の北比良につきまして、地元委員より一括してご意見をよろしくお願いいたします。

委員 まず、No. 1と2のことについて併せてご報告いたします。本件は5月3日に、No. 1の譲受人とNo. 2の譲受人と推進委員、あと私で立会い調査をいたしました。内容につきましては、No. 1の土地についてはNo. 2の所有者が、No. 2についてはNo. 1の所有者がそれぞれ等価交換をするというもので、交換後はそれぞれの自宅地先の畑を耕作できることとなりますので、作業が容易になるなどのメリットが多くございます。

さらに、お二人とも今後の耕作についても強い意思を持っておられますので、本件に何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

次に、No. 3についてです。本件は5月8日に譲受人代理人、推進委員、そして私で立会い調査をいたしました。譲受人は、これまで近隣農家から畑とか機械を借りて作付をしてこられたのですが、今般、資料11ページの写真の農地を購入し、ご夫婦で畑作りをして楽しもうとされるものでございます。譲受人は農作業の経験も長く、当然、技能、知識もお持ちであることから、本件申請に何ら問題ないと思います。

なお、申請承認の後に、譲受人は耕運機を購入してそれに当たりたいというふうにおっしゃっておられます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 4の仰木四丁目及びNo. 5の仰木五丁目につきまして、

地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委員 まず、No. 4につきましては、去る4月27日に譲受人さん、また地元推進委員とともに現地確認を行ってまいりました。この15ページの写真を見ていただいたら、ここ数年ずっと放置された状態でススキが大分はびこったりもしてしまして、譲渡人さんは全く農業をされていなくて困っていたところ、この近隣でも耕作されている譲受人さんに話が持ち上がったということです。これ、全て草刈りして抜根して、この周りは全て田んぼになっていますので、同じように一連しての水田で水稻作物を栽培するということで、問題ないかと思います。

 続きまして、No. 5です。これも4月27日に譲受人さんの法人の代表者と推進委員と現地確認に行ってまいりました。ここも19ページにあるようにこの地図、確定地という黄色の部分、ここの畑になるのですが、この連立しているところは全て畑地で、田んぼは一枚もありません。圃場整備で行った時に、畑だったところを一角、この一団に集めて耕作をされているようです。相続人がいないので話が持ち上がって、農業関連の法人さんが購入され、大豆を栽培していくということで、こちらはしっかりした法人なので、今後もずっと生産し続けられると思われますので、何ら問題ないかと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

 続きまして、No. 6の下阪本六丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 当該の農地につきましてはの現地確認は、去る5月6日に推進委員の同行の下、譲受人も立会いの下、現地確認してまいりました。この土地は譲受人からするとおばさんに当たる方、この人にはこの農地を継承する者がおりません。したがって、前々からいずれは甥にこの土地は譲り渡すという条件の下でずっと耕作してまいりまして、税金も固定資産税も既に長年、全て払っていたらしいです。今回、もうご高齢ということで、要するに贈与という法的手続を取ったということだけであって、何ら問題はないと考えておりますので、ご審議のほう、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

 続きまして、No. 7の太子二丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委員 当該土地は30数年来、私が知る限り一番水の便が悪いところで、畑地としてずっと利用されてきました。ただ、利用者は譲受人ではなく第三者がずっとやってきたのですが、その利用者も高齢でできないということで、譲受人に返すという話が出たのですが、譲渡人自身も高齢なものだから誰

か後をやってくれる人がいないかということで探しておられたところ、元学校の先生で、今も非常勤の先生をされている方ですが、従来から〇〇のほうにお住まいなのですが、少し畑をやっていたということで、この畑を利用させてほしいということで売買という形で継続して耕作をされるということです。機械等も従来から持っておられますし、現在も既に夏野菜などたくさん植えておられますので、今後も引き続きやっていただけるものと思われまふ。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はあります。

委 員 お教へ願ひたいのです。12ページの農業技術修学歴が25年と書いているのですが、これはどういうことなんでしょうか。こんなたくさんな年数を見たことがなかったので、どういう意味かだけお教へ願ひたいです。学校に入っておられたとかでしょうか。

事 務 局 そこはご本人に詳しく確認が取れておりませんので、また追って調査させていただきます。

委 員 はい。

議 長 ほかに何かご意見、ご質問の方は。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
それでは、No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 2 は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 7について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。
なお、本案件は顛末案件でもあり、一日立会委員の現地調査は実施いたしませんでした。
農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、地元委員の意見をお伺いいたします。No. 1の南比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委 員 この案件ですが、4月28日日曜日に推進委員と申請者と立会いさせていただきました。申請地は、この35ページの3番の写真を見ていただいて、

奥に納屋があつて軽トラがとまっているその手前ですね。前は苗のハウスをその場所に設置されていたらしいです。今、〇〇で買うようにされて、この場所が空いたわけです。奥に納屋があつて軽トラを置いていますので、その通路を使用するということで変えておられたと。顛末案件でその申請が遅れていたということでございます。事務局から先ほどもありましたように、周りは皆、自分ところの宅地関係になっております。ということで、ここを使うと通路にならないので支障があるということで、進入路として申請されまして転用とのことで大きな問題はないかと終われますので、どうぞご審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
 それでは、No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。
 続きまして、議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 はい、ありがとうございます。
 4月25日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いします。

委 員 本件は4月24日に譲渡人と代理人、推進委員、事務局2名、私で立会い調査をいたしました。先ほど事務局からもご説明があったように、譲受人が既に所有しておられる土地が手狭になってきたということで、資料44ページ、先ほどご説明があった絵ですが、その図面のとおりの筆で6437㎡という広さの不耕作地を駐車場や資材置場として利用すべく転用するというものでございます。

 ただ、本件土地の特性は、周囲を山とか道路で囲まれて閉ざされた空間になっており、転用による周辺農地への影響は考えにくいと考えます。

 このため、転用の申請に問題はないと考えますが、申請地の上のほう、

この図面の上のほう、山と転用申請地との境のところに実は川がございます。転用に対しては、その水路の維持管理を続けてほしいと求めています、その承諾もいただきました。

もう一つ、申請地中央、この緑とかの部分、その左側のピンク色の場所には、地元農業組合さんが獣害防止フェンスを設置されていて、転用に際してはそれの撤去を地元の農業組合と相談するように要請しており、それについても承諾いただきました。

以上、問題ないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 続きまして、No. 1 の栗原につきまして、事務局、ご報告をお願いいたします。

事 務 局 ○○さんからは、申請人の処理場の入り口にあって、周辺に農地もないような場所でございますので、特に問題はないと判断しますということでご意見をいただいております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。
 それでは、何かご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りします。
 No. 1 につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可相当と認め、一般社団法人滋賀県農業会議の意見を聴くことに決定いたします。

 続きまして、議案第48号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

 なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○○委員が利害関係人に該当いたしますので、ご退席をお願いします。

<○○委員 退席>

議 長 それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案48号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。
それでは、これより再度、退席していただいた〇〇委員にお入りいただきます。

<〇〇委員 着席>

議 長 それでは、続きまして報告案件です。報告第57号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第58号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第59号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第60号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、次に〇〇委員より事前に質問書が提出されていますので、事務局よりご回答をお願いいたします。

<事務局より回答>

<質疑応答>

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、農地系の報告案件は終了いたします。

続きまして、農業振興系の報告案件です。報告第61号 令和5年度農業

委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局から報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございます。それでは、何かご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、それでは事務局からその他の報告をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 それでは、全体を通して何かご質問はございませんでしょうか。

委員 送ってくださっている、この義務化されました相続登記の申請は、自治会で回覧というか、何か配ってくださる予定はあるのですか。ポストで貼っているだけでは、なかなか周知できていないので、これは欲しいと言ったただけのものなのですか。それと、これは回覧とかはあるのですか。ただ、農業委員さんだけに渡されたものですか。

事務局 農業会議から送られてきたものになりまして、農業委員さんと推進委員さん宛てに送らせてもらっています。特に前回の「みどりのこだま」に載せさせていただいた程度になります。広報的には以上です。

今、構想として練っている中では、その内容も皆さんに十分ご周知いただきたいということもありますので、7月22日に総会とその後に推進委員さんとの意見交換会を実施する予定でいるのですが、その意見交換会の研修として、大津地方法務局から出前講座で相続登記のことについて、少しお話しいただいて研修の場を持たしていただこうかなということで、今、調整をしております。以上です。

委員 ありがとうございます。

議長 それでは、ほかに何かご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、質問がないようですので、マイクを司会に渡します。

副会長 以上をもちまして、第11回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報

告事項を終了いたします。

これにて定例総会は閉会といたします。皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（安井 善次 委員） 印

委 員（井上 一夫 委員） 印

委 員（小谷 英利 委員） 印